

防府市農業委員会現況確認書交付事務取扱要領

平成24年10月 1日制定

(目的)

第1条 この要領は、防府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）に該当するか否かの判断を行う場合の事務処理について、必要な事項を定めることにより、法の適正な運用を図ることを目的とする。

2 農業委員会が、申請に基づき「農地等」に該当しない旨の証明書（以下「現況確認書」という。）を発行する場合は、本要領によるものとする。

(現況確認書交付の対象)

第2条 農地等に該当しない土地のうち、不動産登記簿上の地目が田又は畑であるものについて、当該土地の地目を田又は畑以外の地目に変更する目的で現況確認書に係る申請があった場合は、法第4条及び第5条に規定する許可の趣旨を踏まえ、当該土地の現況、態様その他の事実状態に基づいて客観的かつ厳正に判断し証明するものとする。

2 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の農地は、今後とも農地として利用される見込みがあると認められるため、現況確認書の交付に当たっては市担当部局と連携を図り、特に慎重を期するものとする。

(申請方法及び現況確認書交付基準)

第3条 現況確認書の交付申請方法及び交付基準は会長が別に定める。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、現況確認書の交付について必要な事項は、会長が別に定める

附 則

この要領は、平成24年10月 1日から施行する。